自主憲法の精神、その起源と揺曳 ――神川彦松の場合――

佐藤 太久磨*

はじめに

神川彦松(1889~1988)といえば、日本国際政治学のパイオニアと称されるように、戦前/戦後を代表する国際政治学者として知られている¹⁾。東京帝国大学法科大学卒業後(1915)、立作太郎(1874~1943)に師事し、1923年立の後任として外交史講座を担当、戦時期には、国際法学会をはじめ、海軍省の外交懇談会や外務省の共同研究に参加し、「大東亜共栄圏」を正当化してみせた知識人のひとりであった²⁾。

戦後は、教職追放 (1947 ~ 51)、公職追放 (1948 ~ 50) を経て、国際政治学会の初代理事長 (1956 ~ 68) を務める傍ら、改憲派グループの憲法研究会 (1953)、自主憲法期成同盟 (1955) のプロモーターとして活躍したように、国際政治学者の立場を維持しつつ、急進的な憲法改正論者、自主憲法制定論者となって論壇を賑わすこととなる。

戦後の神川は、いわば国際政治学者としての顔と、憲法改正論者としての顔を持ち併せていたのである。こうした事情も手伝って、従来の神川に関する研究は、二つの潮流を築き上げてきたといっても過言ではない。ひとつは、神川の国際政治学や国際政治思想についてアプローチした研究³⁾、いまひとつは、憲法改正史のなかで神川に触れた研究である⁴⁾。前者が「国際政治学者としての神川」に迫った研究であれば、後者は「憲法改正論者としての神川」に着目した研究といえよう⁵⁾。

^{*}立命館大学·衣笠総合研究機構専門研究員

しかしながら、これら二つの研究潮流に接点を見出すことは難しい。前者の研究群においては改憲論への視点が、後者の研究群においては国際政治論への視点が、それぞれ抜け落ちているのである。「国際政治学者としての神川」に注目するのか、それとも「憲法改正論者としての神川」に着目するのか、そうした問題視座の違いが、上記のような研究史状況をつくり上げてきたであろうことは想像に難くない。

しかしそうではあっても、戦後の神川が二つの顔を持っていたように、国際政治論と改憲論の連環を解き明かす作業に取り組まないわけにはいかない。現時点で、この問いに応じることは困難であるが、本稿では、神川の二つの顔を統一的に把握するための準備として、まずは自主憲法の精神がいかなるものであったのかを解明してみたい。

日本国憲法をアメリカによる「押し付け憲法」として位置づけ、憲法の再制定を目指した自主憲法の理念にあって、アメリカの位置づけが重要なポイントとなっていたことは容易に推察されるが、自主憲法の国際政治論的背景を知るための一助として、本稿では、神川の日米関係論に注目しておきたい。そしてそのための前提として明らかにされるべきは、自主憲法の精神がいかなる歴史的経緯を経て生成したのか、という点であろう。やや迂遠ではあるが、ここでは、神川が自主憲法の制定を提唱する以前の段階、すなわち国際政治学者としてのみ活躍していた戦時期までに遡って、その思惟のありようについて検討を加えてみたい。

既存の憲法改正史研究を進めるためにも、神川研究を深めるためにも、以上のようなアプローチは決して無意味ではなかろう。こうした観点に基づきつつ、本稿では、その基礎的作業として、自主憲法の制定に向けた指向を規定する基本理念がいかなるものであったのか、またそれがいかなる転回と帰結を迎えたのかを究明してみたい。

第1章 自主憲法の起源——原点としての「大東亜共栄圏 | ——

自主憲法の精神にあって、日本国憲法の全面改正が目指されていた以上、その登場は当然、日本国憲法以後のこととして理解される。しかしながら、ここで押さえておくべきは、神川をはじめとする戦後の自主憲法制定論者たちが、いずれも戦時期に「大東亜共栄圏」構想、「近代の超克」プロジェクトの担い手として活躍していた、という事実であろう。

戦後の憲法改正運動で、神川と行動をともにした矢部貞治(1902 \sim 1967)、高山岩男(1905 \sim 1993)が、戦時期にそれぞれ新体制派、京都学派に属しながら、総力戦体制を合理化しようとしていたことは、よく知られているが 60 、冒頭に記したように、神川もそうした思想圏域のなかで、戦時を謳歌していたのである。

では、なぜ戦時期に目を向けるのか。あらかじめ結論を先取りしていえば、 戦時の思想経験は、それそのものではないにせよ、戦後自主憲法の政治理念 のなかに埋め込まれていったと推定されるからである。戦時期に、神川が憲 法について語ったわけではない。しかし後に検討するように、自主憲法の制 定と、「大東亜共栄圏」の建設に読み込まれた理念は、主権の実質的完成を 追求する点で、軌を一にしていたと想定される。であれば、自主憲法の精神、 その起源は戦時のなかから探り当てられるべきであろう。このような視座か ら、ここではまず、戦後の自主憲法制定論者が「大東亜共栄圏」をどのよう に意味づけていたのか、この点について確認しておきたい。

京都学派「世界史の哲学」グループに属していた高山が、「大東亜戦争」を「近代内部の戦争ではなく、近代世界の次元を超出し、近代とは異なる時期を劃さうとする戦争」、あるいは「ヨーロッパの近代的原理に立脚する世界秩序への抗議」として位置づけてみせたことは、比較的よく知られていよう。高山によれば、「大東亜戦争」は、「舊き近代の世界秩序を打破し、新たな世界秩序を建設しようとする精神」が発露した歴史的瞬間にほかならなかった

のである7)。

それでは、新秩序の範となるべき「大東亜共栄圏」は、どのように説明されたか。「近代の超克」論者らしく、高山は「大東亜共栄圏」を以下のように解説する。いわく、「共栄圏は各国平等の主権を以て契約的に結合する連盟でもなく、他の主権を無視して服従せしめ搾取を行う帝国でもない。共栄圏はいわゆる連盟やいわゆる帝国とは異なる独自な自己固有の原理をも®(傍点―原文)」つ、と。「大東亜共栄圏」は、近代的主権秩序を超越した秩序体として意味づけられていたのである。

同時代の思想状況にあって、高山のような思考法は、決して珍しいものではない。実際、矢部や神川らによっても、そうした思惟は共有されていた。高山と同じく海軍省のブレーンに名を連ねていた矢部によれば、「大東亜共栄圏」秩序においては、「各々に平等を」保全する「旧秩序の機械的平等の公式」や、「形式的平等」は適応されない、という。)。「大東亜共栄圏」にあっては、「帝国の指導下に、それぞれその分に応じその処を得るところの、有機的差等関係に立10)」つことが期待されるため、「原子的絶対主権の原理は妥当しない11)」と解されるのである。「大東亜共栄圏」は、「諸邦諸民族がそれぞれの能力、民度、個性にふさわしき地位を認められ、而も全体として有機的協同の関係に結ばれ12)」た組織体でなければならなかったからである。そのなかで、日本が果たすべき役割については、以下のように説かれる。

日本は常に大東亜の媒介の中心たらねばならぬ。大東亜の諸邦諸民族は、従来それ自身としては米英蘭の植民地乃至半植民地としてこれらに従属し、分立乃至対立の状態に置かれてゐたもので、それを初めて大東亜なる自覚に於て一体的に聯携せしむるに至つたものこそ、正に日本に他ならぬ。即ち日本の媒介あつて初めて一体的な大東亜が存在するのであり、初めから大東亜なる一体的人格があつて日本がその中に没入し又はそれの一機関となるといふのでは断じてないのである 13)。

近代主権理論が過去のものとされつつあった思想状況のもと、「大東亜共

栄圏」は、「指導民族 14 」(高山) = 日本を中心媒介とした協同体として読み込まれていったのである。高山や矢部のロジックを分かち合った神川も 15 、日本を東亜の「武力的・実力的基礎 16 」 = 指導国として位置づけようとした知識人のひとりである。神川は、以下のようにいう。

大東亜聯合においては、聯合全体に対する指導的役割を演ずる国家の必要なることは言を俟たない。いかなる団体においても、事実上指導する成員と指導せらる、成員との存することは政治的必然である。(中略)大東亜聯合においても実際上、或る一国が指導権を握り全体を規律統制するに至るは必至である。大東亜聯合においてか、る指導国たる実力と貫禄とを有するものはわが国を措いて他に存しないことは自明の事実である。大東亜の地域において真実欧米帝国主義の権力より自由・独立にして且つこれに対抗し得る実力を有する唯一の大国はわが日本帝国である¹⁷。

指導国なるものが「実力」によって基礎づけられていることは、引用に明らかであろう(「指導国=実力国」説)。絶対主権に対する批判精神は、「今や有機的なる指導者原理 ¹⁸⁾」を導出し、日本を東亜の指導者(中心点)として創造する試みに結晶したのである ¹⁹⁾。

「大東亜共栄圏」において、「指導的民族²⁰⁾」たる日本が頂点に据えられれば、圏内諸国の主権や「自主独立」は否認されないにせよ、その内部構成は、いきおい階層的なそれとして編成されざるをえない。指導国以外の主権、そして「自主独立」は、共栄圏のなかで相対化されなければならないのである²¹⁾。

大東亜の地域における各国家・各民族は、東亜国際法秩序・東亜国際政治秩序並に東亜国際組織と相両立し、相調和する範囲内における政治的自主・独立の権利を承認せられねばならぬ。各国家・各民族は従前における如きいはゆる絶対・最高主権の主張を振りまはすことはもはや許容せられ能はない²²⁾。

「大東亜共栄圏」は、近代的主権原理を超越したイデオロギー体、不平等

を規準とした広域協同体として意味づけられていたのである。「東亜聯盟は現在の国際聯盟の如く、平等なる諸国家の自由なる聯合ではなくして、本来不平等な諸国諸民族の運命的結合である²³⁾」との宣言は、その集約的表現といえよう。

そしてそうした秩序構成体にあって、被指導国の主権が制約される一方で、指導国の主権は、実質的に完成されたそれとして仮構されることとなろう。「大東亜共栄圏」建設の試みは、実に日本を東亜の盟主に押し上げることで、日本の主権を実質的に機能させる企てにほかならなかったのである。しかしながら、このような試みは、「敗戦」によって挫かれたといっても過言ではない。それでは、「大東亜共栄圏」時代の主権理論は、「敗戦」によって無に帰してしまったのか。否、おそらくはそうでない。敗北は、たしかに抱きしめられた。しかしながら、主権の実質的完成を追求する衝動は、決して封じ込められることなく、装いを新たにして再登場を果たすことになる。それこそが、以下にみる自主憲法の精神ではなかったか。戦後自主憲法の基本理念を理解するために、あえて戦時まで遡った所以である。

第2章 自主憲法の基本理念――「大東亜共栄圏」の変奏――

自主憲法の起源が戦時に求められるのだとすれば、次に問われるべきは、 戦時と戦後がどのようにして繋がっているのか、自主憲法とはなにか、とい う点であろう。自主憲法の政治精神は、以下の引用にみえるように、シンプ ルきわまる。

「日本国憲法」は、戦勝国がその戦争目的および占領目的を達成するために作った、純然たる「外国製憲法」であり、「英語の憲法」であり、「古領憲法」である。したがってこの憲法は、本来は占領継続中に限ってその効力を有しうるにすぎないもので、占領が済めば、国際法上は「戦後現状回復」の法理により当然に失効すべき性質のものなのである。

かくて、独立後に日本国民の手になるほんとうの民主的な憲法が作られなければならないことは、民主主義そのものの必然の要請だということができる。自主憲法制定の必然的なゆえんである²⁴⁾。

「マッカーサー憲法」は、連合国の占領統治の下で、制定されたものであるから、占領終了後、日本国民が一応自主権を回復した際に、これをほんとうに、民主的に制定し直すことは当然の任務である。ほんとうに日本国民の民主的憲法たるための第一の要件は、それが、日本国民の自由意思によって日本国民の手によって作られるということである。憲法制定の主体たるものが、日本国民自身であることが、民主憲法の骨髄である。このことは、民主主義の原理上、当然であらねばならない。(中略)問題は、内容の善悪ではない。制定の主体が何人であるかにある。それゆえに「マッカーサー憲法」は、まず第一に、その制定手続を新たにし、日本国民の手によって新たに制定し直されねばならないのだ 25) (傍点一原文)。

この二つの文章に示されるように、自主憲法の基本テーゼは、占領国アメリカによって、「押し付け」られた日本国憲法を、占領終了後、国民(主権者)の手によって全面的に制定し直すことであった。自主憲法制定論者は、日本国憲法が占領統治の産物に過ぎないこと、主権者たる日本国民が制憲主体でなかったことを問題視し、民主主義と国民主権の原理に基づいた憲法を制定すべく、現行憲法の改正を主張したのである²⁶⁾。

だれもが知るように、民主的憲法というのは人民が主体となり、それ自らの手で、それ自らの利益のために作った憲法のことである。主権的人民が憲法制定権の主体となること(主体性の要件)人民自らの手で作ること(方法性の要件)人民自身の利益のために作ること(目的性の要件の三要件を必要とする。(中略)ところが、今の憲法はこの三つの要件のすべてを欠いている。この憲法は司令部が連合国の利益のために作っ

たものであることはいうをまたない。それゆえに、この憲法は純粋たる "マッカーサーの欽定憲法"であって全く日本国民の民主憲法ではない。こういう憲法を再検討し、主権的日本国民が自分自身の手で、自分自身 の利益のために、憲法を作ることこそまさにデモクラシーの原理の必然 の要請である ²⁷⁾。

日本国憲法が、民主主義と主権者不在状況のもと制定されたのだとすれば、自主憲法の精神は、それらを創出するために提起されたといっても過言ではない。自主憲法の理念にあっては、デモクラシーと国民主権の原理を主体的に選択し直すことにこそ、積極的な意味が見出されていたのである。

ここに特に注意すべきは、新憲法を作るということは、決して、その内容をことごとく変えることを意味するものではないということである。「マッカーサー憲法」の底に横たわっているデモクラシーの原理は、この憲法の第一の長所であり、また、「明治憲法」に比し、まさに飛躍的進歩を示したものである。ほんとうのデモクラシーは、断じて排斥すべきではない。日本国民は改めて自己の自由意思をもってデモクラシーの主義を採用すべきである²⁸⁾ (傍点—原文)。

さて、神川が自主憲法の思想と行動を直截に起こしたのは、1952年4月、サンフランシスコ講和条約発効以後のことであるが²⁹⁾、神川が冀求したのは、民主主義と国民主権の実質化だけではなかった。国際政治学者らしく、国家主権の実質的創造も同時に目指されたのである。戦力の保持を禁止した憲法9条2項への攻撃は、そうした試みの一端として位置づけられる。

自主憲法の制定にあたっては、今の憲法の第九条第二項すなわち非武 装、非軍事化の条項は修正されねばならない。この条項があるかぎりは、 日本国は永久に国家ではなく、アメリカの植民地ないし属邦たる境遇を 脱しえない。(中略)この条項こそ、その後、対日講和条約における駐 兵条項、日米安保条約ならびに行政協定という三大条約の論理的根拠と なったものなのだ。(中略)第九条第二項の削除は、再軍備のために必 要なのではなく、アメリカ駐屯軍を完全に撤退させ、アメリカの軍事基 地を完全に撤退させるために、絶対に必要なのである³⁰⁾。

神川にとって、日本国憲法が日本の主権を制限する足枷以外の何物でもなかったように 31)、9条は日本をアメリカの植民地状態に繋ぎとどめて置くための条文にほかならなかったのである。そもそも神川の思惟にあって、講和条約の締結に伴って、アメリカによる対日占領が終結し、国際社会への復帰 = 「独立」が容認されたにもかかわらず、日本国憲法、日米安全保障条約(旧安保)、日米行政協定が存続する以上、日本は実質的な独立主権国家として存立していない、と解される。「今日の日本は、国際政治上、本当の独立主権国ではなくて、事実上、ある超大国 [アメリカを指す—佐藤註]の一つの「属邦」、ないし、その「植民地」たるにすぎないのである 32)」。

それゆえに、そうした事態に日本を追いやった政権担当者に対しては、当 然厳しい批判が寄せられることとなる。講和条約、日米安保条約、行政協定 に調印した、吉田茂(1878~1967)に対する評価は、その一例にほかなら ない。吉田内閣は、「徹頭徹尾、連合国の占領政治に奉仕し、絶対従順に、そ の命令を奉行したところの臣隷政府 33)」として位置づけられたのである。

神川にしてみれば、「占領統治の隷属機関³⁴」であった吉田内閣が、占領 以後も政権にとどまっていることは、「マッカーサー帝国」の継続を意味す る事象であって、到底許されるべきことではなかった。自主憲法制定の基本 理念が、「マッカーサー・レジーム」からの脱却、換言すれば「自主独立」の 完成に設定されていたからであった。以下の文章は、そうした理念を高らか に宣言した一文である。

マッカーサー・レジームが、そのままに維持され、外国製憲法や法制がいつまでも持続されるにおいては、わが国は依然として、マッカーサー帝国即ち外国の属領であって、日本民族の独立国家ではないのだ。外国権力の命令や制作物を遵奉しているような国民は、どこまでも奴隷国民であり、もとより自主自立の民主国民ではありえないのだ。日本民族は

何はともあれ自由・独立の国民であらねばならない 35)。

自衛力・軍隊の保有(再軍備)が繰り返し説かれたのも、まさしく戦後日本の「自主独立」を獲得しようとする観点から、であった。「日本が国力相応の軍備をもつということは、日本が今日の境遇〔アメリカの「軍事植民地」「政治的属国」状態—佐藤註〕を脱して、本当の自主・独立国となるための根本要件 36) (傍点—原文)」にほかならないのである。「アメリカの軍事基地を撤廃することと、アメリカ軍を撤退させることとが、わが国の自由・独立の回復の第一の不可欠の要件 37)」とされ、「いやしくも日本が他国の植民地でなく独立の国家であることを欲するならば、自衛のための軍備を必要とすることは当然である 38) 」と説かれる所以である。

これらの文章からも分かるように、再軍備を望むその声は、アメリカの植民地状態から脱却し、日本の「自主独立」を完成させるために提唱されていたといえよう。安保条約が「不独立国」向けの「属国条約」と説明され、その改組が主張されたように 39)、日本の再軍備は、「自主独立国」を創造するための手段として位置づけられていたのである。軍隊保有国が「独立国」として解釈されたのも 40)、9条の存置によって「もし、一国だけ軍備を撤廃する場合には、その国はたちまち独立国家たるをやめ、他国の植民地ないし属邦に転落するのほかはない 41)」との発言が残されたのも、こうした文脈から理解されるべきであろう。対米従属を象徴する日米安保体制の解消、すなわち「対米自立」の精神をおり込んだ「自主独立」の完成こそ、神川の窮極的理想であったといえよう。

神川がみずから述べていたように、9条の改正に限っていえば、それは、 再軍備のためではなく、直截的には「自主独立」の地点へと立ち至るために 説かれたのである。しかしこのような説き方は、神川ひとりのものではな かった。憲法研究会や自主憲法期成同盟で、神川と行動を同じくした高山岩 男が、以下のように言及したことは、「自主独立」の精神が共有されていた ことを物語るものである。 「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」新憲法が、国防のための軍備を放棄し、独立国の生存を他国の手に委任したのは、民主主義の精神に背馳するばかりでなく、およそ独立国家の面目を捨てるものであって、憲法そのものの意義にも反するものである。

平和を愛し、公正と信義に満てる国がどこにある国だかは問うまい。 しかし九千万国民の生命財産を委託された国家が、その「安全と生存」 を他国の手に委ねるという決意位、独立国の面目と実体を失墜するもの はない ⁴²⁾。

高山にしてみれば、他国依存の国防は、「独立国」の体裁を損なうため、決して好ましくないと判断される。高山だけが、日本の「独立」を保守しようとしたのでは当然ない。神川や高山と同様、自主憲法制定論者であった矢部貞治もまた、「独立」維持の観点から、「米軍の駐留に伴う種々の困難は、結局米軍が引き揚げ得る状況を作るほか根本的には解決できないものがあり、それには日本自身が自衛戦力を持つほかはあるまい43」と述べ、米軍撤退の条件として日本の戦力保持を主張していたのである。

このように、「大東亜共栄圏」から自主憲法への流れに乗じた知識人たちは、いずれも戦後日本の「自主独立」のため、再軍備ないしは9条の改正を説いていたのである。戦時から戦後にかけて、指導国樹立のためのイデオロギーは、「自主独立国家」建設のための政治理念へと生成変化を遂げたといえよう。

ならば、戦時と戦後は無縁なのか。否、決してそうではあるまい。矢部が 戦時と変わらず、執行権力の安定・強化という視座を引き継ぎつつ、戦後憲 法の改正を語ったことに象徴されるように ⁴⁴⁾、戦時の思惟は、確実に戦後へ と流れ込んでいったのである ⁴⁵⁾。神川とて例外ではない。以下のように、神 川の場合、主権の実質化に向けた欲望を赤裸に吐き出し、戦時を戦後に繰り 越したのである。 七箇年になんなんとするアメリカの占領統治は、この五つの政策〔5D 政策—佐藤註〕の実現にささげられた。マックアーリーはまず、これを"マッカーサー憲法"におり込み、日本の永久の大典たらしめようとした。また無数の指令や、法規によつてこれを実行した。最後に講和条約、安保条約、行政協定の三大条約によつてこれを日本に強制したのだ。それ故にこれらの占領統治の遺産が存続するかぎり、よし形式的には主権や独立を与えられたといつても、日本国と日本民族は実質的には、永久に「マッカーサー帝国」であり、「アメリカの属邦」であり植民地であるのだ。われわれ日本人は、今や大胆にこの事実を正視し、この境遇を自覚しなければならない46 (下線—佐藤)。

戦後日本の主権と独立は、たしかに講和条約によって容認された。しかしながら、それは、あくまで形式的なものに過ぎず、主権と独立の実質的な回復は、なんら実現されていないのである。主権と独立の実質的完成が望まれていることは、贅言を要さないであろう。

神川にみられるような主権の弁証法は、実に「大東亜共栄圏」時代の主権 理論と軌を一にしたものとして位置づけられる。戦時期の主権理論が、主権 の自己完成を図ったのと同様、敗戦後の神川もまた、主権の実質化を企てて いたのである。

ここに、戦時と戦後の連接を読み取ることはそう難しくはない。とはいえ、 戦時と戦後が、ストレートに直結していたと単純に理解するわけにはいかない。「大東亜共栄圏」の指導国として自己表明しえた立場からの発話と、敗 戦国として敗者に陥った立場からのそれとのあいだには、無視しがたい断絶 が介在しているからである。

戦時は戦後に継承されつつも、戦時そのものではありえなかったといえようか。「近代の超克」論者であった高山の発言は、この点で象徴的である。

およそ国家が存在いたします以上は、たとい近代の国家というものが崩壊過程に入つておるとは申しましても、なお国家が存在していることは

厳然たる事実であります。私はよほど前から自分の著書にはたびたび書いていることでありますが、確かに近代国家は今日崩壊の過程に入つております。でありますから、十九世紀流の国家理論、政治理論、主権の観念というふうなものではもう割り切れぬような現象が至る所に発生してきております。(中略)ですけれどもまだなお今日はやはり国家が存在いたしている時代でありまして、国家が存在している以上国防というもののあることは当然きわまる話でありまして、国防なき国家というものは、およそ主権なき国家というひとしくおかしな話であります40。

憲法 9 条を論難した文章からの一節である。「近代の超克」として解釈すべき現象が進行しながらも、近代主権はいまだ終焉を迎えていないのである。むしろ立ち返るべき地点に、近代が措定されているといっても過言ではない。戦時の視角が活かされながらも、戦時は戦後に屈折したかたちで継承されたといえよう。

こうした事情は、神川にも当て嵌まるように思われる。主権の完成態を追求しようとする指向そのものは、戦時と戦後を貫徹したそれとして位置づけられようが、それらは決して同一のものではなかったからである。戦時の思惟が、不平等に照準を合わせた主権創造の営為だったのに対して、戦後のそれは、むしろ平等を規準とした主権創出の試みだったのである。戦後世界秩序のなかの「自由にして平等な一員として⁴⁸」、日本を位置づけようとしたことは、その意思表明として読まれるべきであろう。

戦時の指向が戦後へと埋め込まれつつも、その意味内容が変転せざるをえなかったのだとすれば、戦後はねじ曲げられた戦時として編成されていったといえよう。そしてそうした事態に照応するかのように、神川の「自主独立」精神に歪みが生じることは、当然の帰結であった。その意味で、戦後日本の「自主独立」を追い求め、主権の実質化を図ろうとした神川のプランは、空転を宿命づけられていたのである。

第3章 「自主独立」の精神――その蹉跌と持続――

それでは、いったい「自主独立」の理念は、いかなる地点に辿り着いたであろうか。すぐれて常識的な結論ではあるが、憲法改正はおろか、米軍の撤退や基地の回収など、一定の「対米自立」を予定した神川の「自主独立」路線は、戦後政治のなかで実を結ぶことはなかった。

では、なぜ神川のビジョンは、挫折を余儀なくされたのか。「敗戦」、およびそれに続く世界構造の転換、すなわち米ソ冷戦対立の現実が、日本の完全なる「自主独立」を許さなかったからである。神川は、そうした事情を以下のように説明する。

この米ソの対立する "二つの世界" において、わが国は、遺憾ながらすでに、いわば先天的に、米英の陣営に編入されているのである。これは、敗戦によって不可抗的にわが国に強制された地位であってわが国の自由意思を超越して起ったことである。(中略) 米英ソ以外のすべての国は、好むと好まざるとにかかわらず、その何れかの陣営へ不可抗的に加入せざるをえない立場におかれているのである。そして、これらの国々は、その何れかの陣営内で、できるかぎり大なる相対的独立と相対的自由を享有することをもって満足せねばならない境涯におかれているのである 49) (傍点—原文)。

この発言が「中立」批判、「第三勢力」批判のための文章であることには注意しなければならないが、ここには、「敗戦」の時点で、すでに日本が自由主義陣営(米英)のもとに従属せざるをえないことが示されている。米(英)ソ以外の諸国は、相対的なアクターに過ぎず、まるで「大東亜共栄圏」における被指導国のようなポジションに追いやられてしまったのである。戦時期における神川の「指導国=実力国」説を応用すれば、いまや米ソが世界の「指導国=実力国」として君臨し、日本はそうした世界秩序のもとへ従属的に包摂されてしまったといえよう。「今日の日本としては、欲すると、欲せ

ごるとに関せず、米英陣営の一翼として国際舞台に活動する外に道はない 50) (傍点─原文)」のである。

ここに、「敗戦」の重みを読み取らないわけにはいかない。日本が東西冷戦構造に組み込まれた原点こそ、「敗戦」にほかならなかったからである。敗戦国にとって、主権と「自主独立」の実質化は、たとえ声高に叫ばれようとも、もはや実現されることのない理想に過ぎなかったといえよう。「自主独立」論者ですら、アメリカ陣営への組み込まれは、なかば必然と判断されていたからであった。「対米自立」の理念が成立する余地は、まったくといってよいほど、残されていなかったのである。

「敗戦無力の一小邦 51)」は、「遺憾ながらアメリカ側の十分の了解なくしては何事もなしえない 52) (傍点一原文)」のであって、「自主独立」の完成に向けた衝動は、冷戦構造のなかで空転せざるをえなかったと理解すべきであろう。より精確には、「自主独立」の精神は、「敗戦」を迎えた段階で、すでに挫折が運命づけられていたのである。

逆説的ではあるが、しかしそうであればこそ、「敗戦」経験は、「自主独立」を追求し続ける原動力として位置づけられる。神川によれば、8・15 は、単に「終戦」を迎えた日ではなく、「敗戦」を迎えた決定的瞬間にほかならない、という。

われわれ日本人は、去る八月十五日を"終戦十周年"とよんで回想した。だがこの呼び方こそは、まさしく、われわれが、日本国の敗戦の事実と意義とを十分正しく認識していないということを端的に表明しているのだ。(中略) われわれは、十年来、「敗戦」を"終戦"とよび、「占領軍」を"進駐軍"とよび、「敗戦」と「占領」という厳粛きわまる事実を正視することを回避してきた。われわれは、かような自己欺瞞と自己催眠とによつて一日一日をゴマかしてきたのだ。この結果はまことに恐るべく、驚くべき事態となつて現れていることを自らさとらない。「敗戦十周年の日」をすでに送り、「無条件降伏十周年の日」を過したわれわれ

日本人は、いまやかような自欺と、自眠の醜態から脱却すべきである 53)。 8・15 は、完全なる敗北 = 「絶対的敗北」を象徴する日付にほかならなかったのである 54)。「敗戦」を受忍する態度に、ブレは一切感じられない。「敗戦」を認めることは、しかし神川にとって、「マッカーサー帝国」の維持存続を是認することでは決してなかった。神川の理想が「自主独立」の達成であったように、「敗戦」と向き合うべきことを説いたのは、そうした地点に辿り着こうとする意思の反映として理解されるべきであろう。

「自主独立」の精神を生み落としたのも、またそうした理念をたちまちにして封じ込めたのも、「敗戦」にほかならなかったのである。主権の実質化を追求させつつ封印し、主権の実質化を封印しつつ追求させる、という意味において、「敗戦」はすぐれて両義的であったといえよう。そして戦時の思想が、戦後へと潜行し、歪められたかたちで発露したのは、こうした「敗戦」の機能に由来していたのである。神川のビジョンが、かかる「敗戦」機能の枠内で空回りし続けていたことは、もはや疑いえないだろう。「自主独立」の政治理念は、かくしてアメリカ陣営のもとで、半永久的にくすぶり続け、その枠内で再生産されるよりほかなかったのである。

そうした傾向は、なにより日米安保体制に対する評価にみて取ることができよう。安保条約が対米従属のシンボルとして批判的に論及されたことは、「自主独立」の精神からすれば当然であったが、神川にあっては、以下のように、日米関係を対等なそれへと改めるべきことが主張される。

私が安全保障条約、行政協定に反対するということは、そのような条約が全然無用であつて、日米間をいわば無条約的な関係に置こうという考えでは毛頭ない。(中略)私の考えでは、(中略)この国が米ソのいずれかに味方しなければならないことは不可避であつて、中立を維立することは不可能であると思う。従つて日本が米国と協力し、米国と事を共にすることは日本にとつて利益であり、また必要であるということの確信においては私は誰にも劣らない。たず米国との協力の方法として、安全

保障条約、行政協定のような日本を軍事的コロニーたらしめるような不平等なものではいけないというのである。日米関係というものは、自主独立の平等の立場において同盟、ないし相互援助の関係に置くべきであって、今日のような全く不対等な従属関係に置くべきではない。これはなんとしても改善しなければならない。また今日の安保条約、行政協定も巧み運用してゆけばそこへもつてゆける可能性は全然ないとは申しません550。

「自主独立」の内容が、いかなるものであったのかを窺い知れる文章である。神川のいう「自主独立」とは、日米安保を不平等条約から平等条約へと切り替え、日米同盟の締結によって、両国の主従関係を解消することだったのである 560。神川が「自主独立」のための再軍備に執着していたことについては、先に確認しておいたが、再軍備は、日本をアメリカの同盟国、その高みにまで押し上げるための前提条件であったからこそ、重きが置かれていたのである。いわく、「現在の「日米安保条約」を改訂するための不可飲の第一前提は、日本が国力相当の軍備をもつということである 570 (傍点—原文)」と。

ここで興味深いのは、中立の余地が残されておらず、アメリカとの協力が不可避的である、と説かれていることである。「自主独立」の立場からすれば、中立が選択されてもおかしくはないが、そのような形跡は一切みられない。むしろ軍事力なき日本は、中立を維持するだけの実力がないと診断され、中立は採るべき指針として観念されないのである 580。米ソ冷戦体制において中立が不可能である以上、アメリカへの接近は、もはや神川においてすら回避不能な既定路線であったといえよう。

このように、「自主独立」の指向が、すでに冷戦環境に巻き込まれてしまっていたにせよ、日本をアメリカと対等の同盟者へと変身させるプランは、安保条約が改定される際にも持ち越された。日本の主権を制約する安保条約が59、「純然たる不対等な一方的・片務的協定」である限り、それを「対等な双方

的・双務的条約への方向に改善すべき」ことは、神川にしてみれば、「当然の事理」であった⁶⁰⁾。「自主独立」論者らしく、日米関係を対等なものに変換しようとする意思は、たしかに貫かれた。しかしながら、ここでは、それと同時に、神川が以下のように言及せざるをえなかったことにも、注意を払っておきたい。

日本がアメリカと相互防衛条約を結ぼうとするならば、日本はまずもつて、国力相応の自衛軍をもたねばならない。今日、日本が現にもつている自衛隊は、現代的軍事的意味において、国力相応の自衛軍ということはむつかしいであろう。いわんや、憲法上、公然とは現代的軍備を保有し難いという障害が有するにおいておやだ。この点で、正直なところ日本はまだ「同盟無能力者」であると評価されても抗弁はできないであろう。日本が、同盟ないし相互防衛を約束するためには、まずもつて憲法上の障害を除き、国力相応の現代的軍備を整備することを要するはいうまでもないところだ ⁶¹⁾。

憲法改正と再軍備が、日米同盟締結のための前提要件である以上、それらを実現できない日本は、「同盟無能力者」にほかならないのである。「安保から同盟へ」という神川の描いたストーリーは、瞬く間に凍結される命運にあったといえよう。むろん神川の主張の力点は、それゆえに、憲法改正と再軍備に向けられるが、しかし「わが国の現状を基礎としては、わが国は独立国間の対等な相互防衛条約の締結のごときはドダイ問題とはならない ⁶²¹」と論じられたように、日米同盟締結への道は、すでに閉ざされていたのである。

「すでに安保条約を変改して、同盟条約にすることが至難であるとすれば、残るところは、安保条約および行政協定の一部改訂か、その解釈の修正しかないことになる ⁶³⁾」――このような観点から、神川は、安保条約改定の要望(内乱条項の削除、時限の明文化、基地の削減など ⁶⁴⁾)を突き付けたが、それは、もはや日米安保体制への修正要求に過ぎず、日米安保の基本的枠組みを劇的に変革する意思として結実することはなかったのである。

日米同盟路線への改変は、安保改定以後にも提唱されたが⁶⁵⁾、神川のロジックが、終極的に日米安保体制の枠内へ回収されてしまう傾向に変わりはなかった。「憲法改正と再軍備、そして日米同盟の締結へ」という神川のシナリオは、いずれも現実のものとはならず、「自主独立」と主権の実質化を望むその心性は、日米安保のなかで蹉跌と持続を繰り返さざるをえなかったといえよう。

こうした自己閉塞状況のもと、核時代における日本の安全保障をめぐって、日米安保体制は、同一人物の発言とは思えないほど、積極的な意味をもって語られるようになる。「わが国は、アメリカとの安保条約によって、アメリカの核の傘の保護を受けつつ、同時になるべく自己の安全保障体制を整備して、できる限りアメリカへの軍事的従属から独立することが、今日の急務である ⁶⁶⁾」との記述にみられるように、日米安保の価値が見直されはじめたのである。軍事的自立を追い求める指向に、変更はみられない。しかしここでいわれる軍事的自立は、日米安保体制からの離脱を意味しない。むしろそれとは逆に、日米安保を活用し、アメリカからの保護を受けることに価値が見出されたのである。いわく、「かりに、日本がアメリカの核の傘のもとに立つとしても、それは必ずしも日本がアメリカの単なる植民地、あるいは衛星国としてとどまることを意味するものではない ⁶⁷⁾ | と。

日米安保体制は、いまや再軍備とならぶ、日本防衛のための実践的手段として読み込まれたのである。こうした日米安保の再定義を、「転向」と呼んでもあながち間違いではないだろう。核問題への着目は、皮肉にも対米従属をみずから引き寄せてしまう結果に落ち着いたのである。

我国は無条件降伏の結果いやおうなしにアメリカと軍事同盟の関係におかれ、我が国土はアメリカの東亜および西太平洋における重要な軍事基地となっておる。わが国がこういう状態にいつまでもあまんずることはもとよりできない。しかしこの状態より脱することは事実上甚だ困難であることを知らねばならない。わが国としては種々の観点から考慮し

て自由陣営の一員にとどまりながら、可能な範囲で自主的対外政策及び 自主的安全保障政策をたてるよりほかみちはない。またわが国がどこま でも非核保有国として残らんとするかぎり、究極アメリカの核のカサな いし、保護の下にたつ以外に道はない ⁽⁸⁾。

神川のロジックにあって、核問題が肥大化したにせよ、核兵器のあからさまな保有を主張できない以上、日米安保の利用価値が上昇し、日本がアメリカの核の傘に取り込まれることは避けがたかったのである⁶⁹⁾。

「自主独立」の精神は、かくして日米安保体制のなかに畳み込まれた。日 米安保と「自主独立」は、かつてのように対立的ではなく、新たに相互補完 的なものとして意味づけられたのである。核時代における日米安保を前にし て、神川のビジョンは、対米従属構造のなかに着地してしまったといえよう。 「自主独立」の政治精神は、日米安保体制のなかで成長してゆくよりほかな かったのである 700。

おわりに

戦時に淵源を有する自主憲法の精神が、占領統治の遺制に別れを告げ、国内政治における能動的な国民主体(主権者)と、世界政治における自律的なアクター(主権国家)とを実質的に創造しようとする試みであったことは、以上の行論に明らかであろう。日本国憲法の改正は、「自主独立」を完遂し、主権制約の障害物を除去するための手立てとして設定されていたのである。

アメリカの植民地状態から脱却すべきことが繰り返し説かれたのも、こうした観点から理解されるべきであろう。憲法改正と再軍備によって、安保条約を対等な同盟条約に組み替えようするスタンスは、まさに「自主独立」を 実現するための階梯として位置づけられていたといっても過言ではない。

しかしながら、戦時の思想が「敗戦」によって軌道修正を余儀なくされ、 それに続く冷戦構造のなかで、中立が選択されえなかったように、完全なる 「自主独立」という地点へ到達する術は、もはや残されてはいなかった。憲法改正と再軍備が果たされない限り、神川のプランが成功裡に終わることはなかったからである。神川の試みが、最終的に日米安保体制の枠組みに帰順してしまう傾向にあったことは、そうした事情をよく示しているように思われる。「自主独立」の精神は、いきおい既存の体制秩序に呑み込まれ、そのなかでくすぶり続けてゆくよりほかなかったのである。

そうであれば、対米協力を強化するための憲法改正が説かれるようになるのも、時間の問題であった。「対米自立」が成立しえないのだとすれば、日米安保を実質的に機能させ、そのなかで、日本の主権と「自主独立」を読み込もうとする憲法解釈が登場したとしても、なんら不思議ではあるまい。対米従属を謳歌しつつも、憲法改正への意思が抹消されず、自主憲法制定への政治精神が消え残り続ける限り、そうした事態の到来は不可避的ですらあったといえよう。現代社会が直面している、いわゆる「危機」の淵源は、ここに求められるべきではなかろうか。

仮説の域を出ないが、日米安保をめぐる神川の「転向」が、その一助になったと理解してもおよそ間違いではない。だとすれば、自主憲法の基本理念、「自主独立」の精神は、以上に示したような思惟を生み出すひとつの源泉として位置づけられるのではないか。

神川の国際政治論と憲法改正論から、日本国憲法をめぐる戦後政治の展開を見通すためにも、まずは神川の思考がいかにして組成されているのかを明らかにしておくべきであろう。本稿は、いわばそのための予備的考察に過ぎない。

注

- 1) 川田侃・二宮三郎「日本における国際政治学の発達」(『国際政治』 第9号、1959年6月)、二宮三郎「日本の国際政治学の開拓者たち」(『流通経済大学論集』 第27巻第1号、1992年7月)など。
- 2) 戦間期から戦時期にかけての神川については、以下の研究を参照した。三谷太一郎「国

際環境の変動と日本の知識人」(同『大正デモクラシー論――吉野作造の時代とその後』、中央公論社、1974年、初出1972年)、竹中佳彦『日本政治史の中の知識人――自由主義と社会主義の交錯(上)』(木鐸社、1995年)、頴原善徳「戦前日本における国際連盟中心主義と日本国憲法」(『日本史の方法』第6号、2007年9月)、中村慶彦「神川彦松の外交評論――均勢主義と国際主義」(『政治学研究』第40号、2009年3月)、井筒康人「「大東亜共栄圏」と汎アメリカ主義――神川彦松と松下正寿の議論から」(『年報近現代史研究』第5号、2013年3月)など。

- 3) 永井馨「神川彦松の権力政治思想形成に関する一考察」(『大東法政論集』第5号、1997年3月)、同「リアリズム国際政治論と神川彦松の権力政治思想――モーゲンソー・カー・神川彦松の理論の比較を中心に」(『大東法政論集』第11号、2003年3月)、春名展生「国際政治学の生物学的基礎――神川彦松の忘れられた一面」(『国際政治』第148号、2007年3月)、同「「大東亜共栄圏」の記憶が戒めるもの――神川彦松の所説を通して再考する」(『アジア太平洋研究センター年報』第5号、2008年3月)。
- 4) 渡辺治『日本国憲法「改正」史』(日本評論社、1987年)、竹前栄治『護憲・改憲史論』(小学館〈小学館文庫〉、2001年)。憲法調査会(1956~65) における神川については、渡辺前掲『日本国憲法「改正」史』のほか、林尚之「憲法「全面改正」運動と戦後政治の形成——主権論からみた自主防衛と自主憲法」(『日本史研究』第607号、2013年3月)、同「戦後改憲論と「憲法革命」」(『立命館大学人文科学研究所紀要』第100号、2013年3月)が詳しい。
- 5) 神川個人への接近度合いでいえば、後者の研究よりも前者の研究の方がはるかに高い。 憲法改正史研究の文脈において、神川の改憲論はたびたび紹介されるが、神川を中心 的に論じた研究は、いまだ提出されていないように思われる。憲法改正史研究をより 豊かにするためにも、神川への注視は避けて通れないのではないか。また本稿では、 やや性急に過ぎるが、戦後憲法の改正に向けた理念を戦時思想のなかに求めること で、従来の研究スタイルにも一石を投じてみたい。

神川の国際政治論を検討しながら、その改憲論に関説した例外的な研究として、永 井前掲二論文が挙げられるが、神川の両面に充分迫り切ったものとは言い難い。その 意味でも、神川の国際政治論と改憲論の連環は、きちんと解かれるべきであろう。本 稿は、こうした問題意識から出発するものであることを断っておきたい。

- 6)戦前・戦時期の矢部については、源川真希『近衛新体制の思想と政治――自由主義克服の時代』(有志舎、2009年)を、高山については、廣松渉『〈近代の超克〉論――昭和思想史への一視角』(講談社〈講談社学術文庫〉、1989年)、米谷匡史「「世界史の哲学」の帰結――戦中から戦後へ」(『現代思想』第23巻第1号、1995年1月)、福嶋寛之「敗戦前後の高山岩男――「近代の超克」論の再措定」(『福岡大学人文論叢』第43巻第3号、2011年12月)などを参照。
- 7) 高山岩男『世界史の哲学』(岩波書店、1942年) 序、1~2頁。

- 8) 高山岩男「世界史の転換と現代日本」(同『日本の課題と世界史』、弘文堂書房、1943年)、『高山岩男著作集』第4巻(玉川大学出版部、2008年)672頁。
- 9) 矢部貞治「内在と超越の合一的地位——大東亜共栄圏政治構成の理念」(『帝国大学新聞』第913号、1942年8月31日付)。
- 10) 矢部貞治「大東亜新秩序の内部的政治構図」(海軍省調査課「大東亜共栄圏論」1942 年9月)、土井章監修『昭和社会経済史料集成』第17巻(大東文化大学東洋研究所、 1992年) 19頁。
- 11) 矢部前掲「内在と超越の合一的地位——大東亜共栄圏政治構成の理念」。
- 12) 矢部貞治『新秩序の研究』(弘文堂書房、1945年) 267頁。
- 13) 同上、265頁。
- 14) 高山前掲「世界史の転換と現代日本」686頁。
- 15) 神川彦松「米英ソ及大東亜ノ戦争目的、戦後構想ニ関スル比較研究」(未発表原稿、1943年11月)、『神川彦松全集』第9巻(勁草書房、1971年)所収。以下、『神川彦松全集』全10巻(勁草書房、1966~1972年)からの引用は、『全集』と略記する。その際、論説の初出年月を括弧内に付し、『全集』の巻数、引用頁数のみを記した。
- 16) 神川彦松「大東亜主義の政治原理」(『日本諸学』第2号、1942年11月)52頁。
- 17) 同上、56~57頁。
- 18) 矢部前掲『新秩序の研究』267頁。
- 19) 拙稿「「大東亜国際法 (学)」の構想力――その思想史的位置」(『ヒストリア』 第 233 号、2012 年 8 月)。
- 20) 神川彦松「世界新秩序論」(孫田秀春編『国防論及世界新秩序論』2、日本国家科学大系第14巻、実業之日本社、1942年)78頁。
- 21) 松下正寿『大東亜国際法の諸問題』(日本法理叢書第24輯、日本法理研究会、1942年)、同「大東亜国際法に関する若干の考察」(文部省教学局編『日本諸学研究報告』 特輯第7篇・法学、内閣印刷局、1943年)など。
- 22) 神川前掲「大東亜主義の政治原理 | 50 頁。
- 23) 神川彦松「東亜聯盟概論——三度び東亜聯盟を説く」(1940年8月)、『全集』第10巻、 827頁。
- 24) 神川彦松「「日本国憲法」の真性格と自主憲法の制定」(1957年8月)、『全集』第6巻、 202頁。
- 25) 神川彦松「「マッカーサー憲法」を改廃せよ」(1952 年 10 月)、『全集』第 6 巻、321 ~ 322 頁。
- 26) 神川彦松「無条件降伏の意味するところ――日本国憲法の性格を理解するために」(『民主政治』第2巻第5号、1956年5月)、高山岩男「日本国憲法の思想的基盤(一)」(同上所収)、矢部貞治「自主憲法が目指すもの(一)」(同上所収)。
- 27) 神川彦松「民主主義の正道を歩もう――"戦争ボケ"と"占領ボケ"を一掃」(1955年

7月)、『全集』第6巻、336頁。

- 28) 神川前掲「「マッカーサー憲法」を改廃せよ」323頁。
- 29) 神川彦松『日本政治の再出発——祖国の自由と民主化のために』(鹿島研究所、1961年)、『全集』第6巻、6頁。
- 30) 神川彦松「自主憲法制定のために勇敢に戦え――自由民主党に望む」(1956年9月)、 『全集』第6巻、341、342、344頁。
- 31) 神川彦松「新日本外交の前途」(1953年1月)、『全集』第10巻、1116頁。
- 32) 神川彦松「新日本の外交コース――「中立論」と「第三勢力論」の批判」(1954年7月)、『全集』第10巻、1156頁。
- 33) 神川彦松「ぬき打解散と来るべき新内閣への要望」(1952 年 9 月)、『全集』第 10 巻、 1069 頁。
- 34) 神川彦松「「吉田外交」の性格とその必然的行詰」(1952年10月)、『全集』第10巻、 1079頁。
- 35) 神川前掲「ぬき打解散と来るべき新内閣への要望」1072~1073頁。
- 36) 神川彦松「対米依存を衝く」(『改造』1953年8月号)65頁。
- 37) 神川前掲「新日本の外交コース――「中立論」と「第三勢力論」の批判」1166頁。
- 38) 神川彦松「いわゆる神川証言――行政協定に対する一つの批判」(1952 年 4 月)、『全集』第 10 巻、1061 頁。
- 39) 神川前掲「新日本外交の前途」1121、1122 頁。
- 40) 神川彦松「真の平和憲法、真の民主憲法とは何か」(『民主政治』第2巻第2·3号、 1956年2月) 30頁。
- 41) 神川前掲「「マッカーサー憲法」を改廃せよ」325頁。
- 42) 高山岩男「国民の精神的文化財としての憲法」(『綜合文化』第2巻第5号、1956年5月) 21~22頁。
- 43) 矢部貞治「日本のとるべき国際的進路」(高山岩男・矢部貞治編『新しい日本の進路』、 勁草書房、1953年) 63 頁。矢部のいう「独立」とは、中立を意味しない。自由主義 陣営のなかで、日本の「独立」を維持すべきことが、その内容であった。
- 44) 矢部貞治「自主憲法を持とう」(『産業経済新聞』1955年5月3日付)、同「現代の民主政治の在り方――自主憲法が目指すもの(二)」(『民主政治』第2巻第6号、1956年6月)32頁。
- 45) 玉木寛輝「戦後憲法改正論の系譜――矢部貞治の憲法改正論を中心に」(『法学政治学 論究――法律・政治・社会』第97号、2013年6月)。
- 46) 神川彦松「敗戦か終戦か」(『民主政治』第1巻第4号、巻頭言、1955年10月)3頁。
- 47) 高山前掲「日本国憲法の思想的基盤 (一)」19 頁。
- 48) 神川前掲「新日本の外交コース――「中立論」と「第三勢力論」の批判」1166 ~ 1167 頁。後述するように、神川は、冷戦下のなかで日本を自由主義陣営のなかに位置づけ

ようとしたが、引用した文言は、そうした文脈のもと発せられたものである。

神川は、日本が自由主義陣営のなかの真の「自主独立国家」にならなければならないと説き、集団的安全保障体制に参加するための条件として自衛軍の創設、9条の改正を意味づけていた。神川の憲法改正論は、集団的安全保障や国連中心主義のための改憲論、いわば「国際貢献」論的な改憲論としての性格を有していたが、その点についての立ち入った分析は後日に期したい。

- 49) 同上、1158、1164頁。
- 50) 同上、1165頁。
- 51) 同上、1158頁。
- 52) 神川彦松「「自主独立」外交への覚悟」(1955年4月)、『全集』第5巻、466頁。
- 53) 神川前掲「敗戦か終戦か」2頁。
- 54) 同上、2頁。
- 55) 「座談会: 日米安全保障条約は日本の安全を保障するか」(『改造』 1951 年 12 月号) 40 百
- 56) 神川前掲「新日本外交の前途 | 1122 頁。
- 57) 神川前掲「対米依存を衝く」65頁。
- 58) 神川前掲「新日本の外交コース――「中立論」と「第三勢力論」の批判」1160 ~ 1162 頁。
- 59) 前掲「座談会:日米安全保障条約は日本の安全を保障するか」38頁。
- 60) 神川彦松「安保条約改定に国論を統一せよ――日米新条約の性格と諸要件」(1959年2月)、『全集』第5巻、549頁。
- 61) 神川彦松「悲観すべき安保条約の改訂」(『日本週報』第 460 号、1958 年 10 月) 24 頁。
- 62) 神川前掲「安保条約改定に国論を統一せよ――日米新条約の性格と諸要件」550 ~ 551 頁。
- 63) 神川前掲「悲観すべき安保条約の改訂」25頁。
- 64) 同上、25 頁。神川前掲「安保条約改定に国論を統一せよ――日米新条約の性格と諸要件 | 551 ~ 554 頁。
- 65) 神川彦松「「日米安保体制の諸問題について」の外務省声明に関する批判」(『民族と 政治』第131号、1966年5月)35~36頁。
- 66) 神川彦松「わが安全保障政策の確立――わが民族の核アレルギー症と間歇的鎖国病と を退治せよ」(『民族と政治』第152号、1968年2月)48頁。
- 67) 同上、48頁。
- 68) 神川彦松「我が安全保障と「核のカサ」の問題——今日はいかなる国家も核の威圧またはカサの下に立つ」(『民族と政治』第129号、1966年3月)25頁。
- 69) 日本の核兵器保有について、神川は示唆するにとどまり、明言することはなかった。 その一方で、神川は、核拡散防止条約(NPT)の締結によって、主権平等の原則が解

体され、核保有国と非核保有国とのあいだに不平等が生じることを懸念し、条約締結に反対した。このような発言は、「自主独立」の精神が持続していた証左となろう。この点については、不充分ながらも、拙稿「原子力時代における二つの憧憬――主権と世界政府をめぐって」(『史創』第3号、2013年5月)を参照されたい。

70) 神川の「転向」は、憲法改正史のなかで「反米ナショナリズム」が掻き消されてゆく 過程を示すものであったといえよう。憲法改正史のなかの「反米ナショナリズム」の 消長については、渡辺前掲『日本国憲法「改正」史』(382 ~ 383 頁) を参照。